

SpiderPlus & Co.

第 26 期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025 年 3 月 26 日（水曜日）
午前 10 時（受付開始 午前 9 時 30 分）

開催場所 赤坂インターシティ AIR
東京都港区赤坂 1 丁目 8 番 1 号
赤坂インターシティ AIR 4 階 401
※4 階にお越しの際も一度 3 階へお越しください
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場
ご案内図をご参照いただき、お間違えのないよう
ご注意ください

決議事項 議案 取締役 6 名選任の件

Mission

“働く”にもっと「楽しい」を創造する。

お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けます。私たちは、“働く”を心底楽しいと思えることが最も生産性を向上させると信じています。「楽しい」を創造していくことが、私たちの壮大なるミッションです。

Identity

&Co. = 共に

「共に～する」という意味の英語として、Companyという表現方法が使われることがあります。数多くの有名企業でも使われている &Company や &Co. には、会社という意味の Company ではなく、仲間・連れ・一団・一隊などの意味があり、「～とその仲間たち」という意味になります。

さらに、「仲間」という言葉には、ある物事を一緒にやってする者という意味があります。まさに業界の新しいカタチをパートナーと一緒に共創していく SpiderPlus & Co. の姿勢そのものといえます。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定時株主総会は、当社グループが上場してから4回目の定時株主総会となります。株主の皆様をはじめ、資本市場の皆様には多くのご指導を賜り、改めて感謝申し上げます。

さて、2024年は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が5年間の猶予期間を経て建設業界にも適用されました。

加えて、「資材価格の高騰」や「人件費の上昇」に関する話題を見聞きする機会が増えており、建設業界における「生産性向上」、それを実現するためのデジタル活用等DXニーズは年々高まっております。

2024年において当社グループは、このような市場環境のもと採用強化による組織規模の拡大や仙台営業所開設やベトナムに子会社を設立する等の展開地域を拡大する取り組み、社外取締役の新任による経営体制の強化を行いました。

当社グループは、建設DXのリーディング・カンパニーとして、社員一同、お客様のさらなる生産性向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましても一層のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



代表取締役社長
伊藤 謙自

証券コード4192
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
スパイダープラス株式会社
代表取締役社長 伊藤謙自

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://spiderplus.co.jp/ir/library/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっています。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名(会社名)」に「スパイダープラス」又は「コード」に「4192」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権行使いただくことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年3月25日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当日はご自宅でも株主総会の模様をご覗いただけるよう「Zoomウェビナー」を通じて視聴のみのオンライン参加ができるようにいたします。

敬 興

記

1. 開催日時 2025年3月26日(水曜日)午前10時
2. 開催場所 東京都港区赤坂1丁目8番1号
赤坂インターナショナルAIR 4階 401
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照
いただき、お間違えのないようご注意ください)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告
及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類
の内容報告の件
- 決議事項
- 議案 取締役6名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

- ◎法令及び当社定款第17条に基づき、電子提供措置事項から連結注記表及び個別注記表を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。なお、連結注記表及び個別注記表は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日は「Zoomウェビナー」を通じたオンライン配信のための撮影を行います。前方の議長席及び役員席を中心に撮影を行い、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場の都合等により撮影されてしまう場合がございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

<オンライン参加の方法>

本総会へのオンライン参加は、「Zoomウェビナー」を通してお願いいたします。参加手続の詳細につきましては、本招集ご通知に同封の「当社第26期定時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

本総会へのオンライン参加においては、会社法上株主総会への出席とは認められません。したがって質問や動議提出、動議採決を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。議決権は、6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、書面又はインターネットにより事前に行使していただきますようお願い申し上げます。また、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2025年3月26日(水曜日)午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下期限までに到着するようにご送付ください。

行使期限

2025年3月25日(火曜日)午後6時



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2025年3月25日(火曜日)午後6時



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(諸届用紙等のご請求)

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください

「次の画面へ」をクリック

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行

次の画面へ

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4行 - 4行 - 4行 - 3行 (半角)

パスワード 「ログイン」
または仮パスワード
をクリック

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！ご注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役6名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者につきましては、指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1	いとう 伊藤 謙白	(1973年8月4日生)	再任
---	--------------	--------------	----

■所有する当社の株式の数 18,781,800株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年4月 株式会社昭和コーポレーション入社	2000年2月 有限会社ケイ・ファクトリー(現当社)設立 代表取締役社長(現任)
1995年7月 第一保温工業株式会社入社	2005年9月 株式会社9th設立 代表取締役
1996年10月 有限会社橋本保温工業(現有限会社日本エコ ライン)入社	2010年9月 株式会社ヴェイシス設立 代表取締役
1997年9月 伊藤工業創業	

■取締役候補者とする理由

伊藤謙白氏は、長年にわたる建設業界での営業経験や会社経営に関する知識を有しております。また、当社創業から代表取締役として指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場など、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。同氏の有する建設業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2すず き
鈴木まさ と
雅人(1978年4月2日生)

再 任

■所有する当社の株式の数

346,600株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月 リコーエクノシステムズ株式会社(現リコージャパン株式会社)入社

2010年12月 当社入社

1999年5月 近畿設備株式会社入社

2017年3月 当社取締役(現任)

2001年5月 株式会社アイデアル入社

2005年8月 株式会社ワークスタジオ入社

2008年4月 株式会社ドラフト入社

■取締役候補者とする理由

鈴木雅人氏は、建設業界に関する経験及び知見を有しており、当社入社以来、営業、人事、採用、組織開発、広報などの様々な職務を経験しており、現在は国内における事業展開統括の他、当社のサステナビリティ活動や中期成長戦略の要となるコーポレートビジョン策定を推進しています。同氏の有する建設業界及び当社事業における幅広い見識と、経営及び事業を率いるリーダーシップは、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3ふじ わら
藤原ゆたか
悠(1985年12月20日生)

再 任

■所有する当社の株式の数

38,400株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所

2021年4月 当社入社

2015年8月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社入社

2021年9月 当社管理本部本部長

2017年6月 マクス・コーポレートアドバイザリー株式会社入社

2022年3月 当社取締役

2019年5月 株式会社サーキュレーション入社

2022年4月 当社取締役執行役員(現任)

(当社における地位及び担当)

取締役執行役員CFO経営管理グループ長

■取締役候補者とする理由

藤原悠氏は、公認会計士の資格及び多数のM&A経験を有し、当社のコーポレート部門及び経営企画部門を統括しております。同氏の有する幅広い専門知識と経験は、当社の経営全般に対する管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

よし だ
吉田

じゅん や
淳也

(1983年5月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

450,000株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年4月 株式会社ジャフコ(現ジャフコ グループ株式会社)入社

2020年2月 当社社外取締役(現任)

2021年2月 62Complex株式会社社外取締役(現任)

2021年3月 KUSABI/Wedge株式会社
代表パートナー(現任)

■重要な兼職の状況

KUSABI/Wedge株式会社代表パートナー、62Complex株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

吉田淳也氏は、ベンチャーキャピタリストとして培われた豊富な知識及び経験を有しており、当社経営における重要な事項に関して適宜助言や提言をいただいております。今後も当社の経営戦略やコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、5年1か月となります。

候補者番号

5

ひろ き
広木 大地

だい ち

(1983年8月6日生)

再任

■所有する当社の株式の数

一株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年4月 株式会社ミクシィ(現株式会社MIXI)入社

2022年6月 株式会社レクター(旧レクター社と同名称の別法人)創業 代表取締役(現任)

2013年1月 同社執行役員サービス本部長

2022年9月 株式会社朝日新聞社 社外CTO(現任)

2016年6月 株式会社レクター(旧レクター社)創業
取締役

2022年11月 株式会社グッドパッチ 社外取締役(現任)

2019年6月 一般社団法人日本CTO協会設立
理事(現任)

2024年3月 当社社外取締役(現任)

■重要な兼職の状況

一般社団法人日本CTO協会理事、株式会社朝日新聞社社外CTO、株式会社レクター代表取締役、株式会社グッドパッチ社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

広木大地氏は、IT関連企業において各部門の責任者を歴任し、技術戦略や組織構築に携わるなど、豊富な実績を有しております。また、技術組織のアドバイザーとして、多数の会社の経営支援を行っておりまます。当社の技術戦略や開発組織を中心とした経営全般に対する助言により持続的な成長と企業価値の向上を高めるとともに、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、1年となります。

候補者番号

6

もり りゅう た ろう
森 龍太郎 (1990年8月30日生)

再任

一株

■所有する当社の株式の数

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年6月 株式会社Vapes入社	2020年10月 トヨタ自動車株式会社 入社
2015年8月 一般社団法人CARTIVATOR Resource Management 理事	2022年4月 コニカミノルタ株式会社 執行役員イノベーション推進室長
2015年10月 インテグリカルチャー株式会社 創業 CFO兼CMO	2024年3月 当社社外取締役(現任)
2019年10月 アノン株式会社 創業 代表取締役(現任)	2024年4月 コニカミノルタ株式会社 執行役員 経営企画副担当兼イノベーション推進室長 (現任)

■重要な兼職の状況

アノン株式会社代表取締役、コニカミノルタ株式会社執行役員経営企画副担当兼イノベーション推進室長

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

森竜太郎氏は、イノベーションマネジメントに関する豊富な知識及び経験を有しております。社外の視点から、当社の事業開発を中心とした持続的な成長と企業価値の向上を高めるとともに、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、1年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 2. 候補者のうち、伊藤謙自氏は、当社の経営を支配している者であります。
 3. 候補者のうち、吉田淳也氏、広木大地氏、森竜太郎氏は、社外取締役の候補者であります。3氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしており、当社は3氏を同取引所の定める独立役員として届け出ております。
 4. 当社は吉田淳也氏、広木大地氏、森竜太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。3氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
 5. 当社は全ての役員及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者のすべての保険料を当社が負担しております。各候補者が取締役に再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「“働く”にもっと『楽しい』を創造する。」をミッションに、建設業界の現場業務をDX(デジタルトランスフォーメーション)することで、業界の課題解決に貢献する施工管理SaaS(注)「SPIDERPLUS」の開発・販売を主力とするICT事業を展開しております。

(注)SaaS : Software as a Serviceの略称。IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを閲覧する形態のサービス。

当社グループが事業を提供する建設業界は、慢性的な人手不足や長時間労働が常態化している構造的な課題に加えて、人件費や建設資材価格の高騰、2024年4月から適用開始された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による残業時間上限規制への対応など、経営や業務の変革が求められています。

これらの市場環境から、DXや業務のデジタル化など、生産性向上を実現するための重要な施策の1つとして、ITツールやSaaS等ソフトウェアへの投資意欲が旺盛に推移しております。

当社グループは、拡大する建設業界のDXニーズを捉えて早期に市場シェアを拡大するため、2021年12月期から2024年12月期までを先行投資期間と位置づけ、戦略的なコスト投下を行ってまいりました。先行投資期間においては黒字化よりも売上高成長率を重視していく方針として、人的投資を中心とした組織の強化、特に顧客基盤拡大のための営業力強化や販売パートナーとの協力体制の強化に重点的に取り組んでまいりました。

以上の事業環境及び経営判断のもと、建設業界のDXを推進し生産性の向上とコスト削減に貢献するサービスである「SPIDERPLUS」は、建設業界のIT投資需要を取り込み、ユーザー数 (ID数及び契約社数) と1 ID当たりの契約単価 (ARPU) が順調に増加しました。

その結果、「SPIDERPLUS」の2024年12月末における契約ID数は75,555(前年同期比10.3%増)、契約社数は2,117社(前年同期比15.0%増)、ARPUは4,997円(前年同月比16.7%増)と堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は4,072,136千円、営業損失は519,192千円、経常損失は525,977千円、親会社株主に帰属する当期純損失は771,659千円となりました。なお、2025年12月期以降のプロダクト戦略に基づいた開発方針の変更に伴い、先行投資の一環として取り組んでいる「SPIDERPLUSの開発基盤を刷新するプロジェクト(リニューアルプロジェクト)」に係る開発費の一部(ソフトウェア仮勘定)について、減損損失229,999千円を特別損失として計上しております。

また、当連結会計年度は連結初年度に当たるため、前連結会計年度との財務数値の比較分析は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

設備投資項目	設備投資額(千円)	主な設備投資の内容
ソフトウェア開発	30,340	自社利用ソフトウェア(WEB-IDシステム)の開発投資
大阪営業所増床	13,703	内装工事費及び内装工事に伴う什器等の取得費

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は総額678,377千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う株式の発行及び金融機関等からの借入によるものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2024年3月19日付で、100%出資子会社、SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD.を新たに設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (2024年12月期) (当連結会計年度)
売上高(千円)	—	—	—	4,072,136
経常損失(△)(千円)	—	—	—	△525,977
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	—	—	—	△771,659
1株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	—	△21.92
総資産(千円)	—	—	—	4,211,460
純資産(千円)	—	—	—	2,645,769
1株当たり純資産(円)	—	—	—	74.92

(注)第26期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第25期以前については記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD.	10,000百万 VND	100.00%	SPIDERPLUS販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが事業を提供する建設業界は、慢性的な人手不足や長時間労働が常態化している構造的な課題に加えて、人件費や建設資材価格の高騰、2024年4月から適用開始された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による残業時間上限規制への対応など、経営や業務の変革が求められています。

これらの市場環境から、DXや業務のデジタル化など、生産性向上を実現するための重要な施策の1つとして、ITツールやSaaS等ソフトウェアへの投資意欲が旺盛に推移しております。

このような経営環境において、当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

① 優秀な人材の確保と育成

当社グループは、更なる事業拡大と建設業界への先進技術の提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の施策を進めてまいります。

② 技術力、製品力の向上

当社グループにおいては、建設業界の生産性向上ニーズとそれに伴うDX需要が拡大する中で、事業機会を確実に成長につなげるための技術面、サービス面における一層の差別化が求められます。これを踏まえて当社グループは、最新の技術動向をキャッチアップしながら、プロダクト開発やサービス開発にも反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。

③ 営業力の強化

当社グループは、販売取次店等の販売パートナー企業との取引関係の強化によるリード(見込み客)獲得の強化を図っております。また、建設DXに特化したセールス部門を国内外において構築・強化するとともに、セールス部門とカスタマーサクセス及びサポート部門との連携により、顧客ニーズを現場から吸い上げる体制をより強固にし、効率的かつ高品質なサービスを提供し、業界シェアを獲得してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。なお、2024年3月にベトナムに連結子会社を立ち上げており、海外事業に対する管理体制も強化してまいります。

⑤ 認知度の向上、ブランドの確立

当社グループが市場での存在感を高めていくためには、一層の認知度や信頼感の向上が必要となってまいります。顧客からの信頼が得られるよう、サービスの品質向上、既存顧客の満足度の向上、展示会への出展、パブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立及び普及に努めてまいります。

⑥ 知的財産権の保護

当社グループが建設DXにおいて培ってきた知的財産権は、当社グループの競争優位の源泉であると認識しております。また、「コーポレートガバナンス・コード」にも知的財産権の重要性が明記されるなど、その重要性は近年高まりを見せております。そのため当社グループは、知的財産権の保護を重要度の高い経営事項と認識し、知財戦略を策定する等、知的財産権の保護に対する取り組みを強化しております。

(5) 主要な事業内容(2024年12月31日現在)

当社グループは、施工管理SaaS「SPIDERPLUS」を主力サービスとするICT事業の単一セグメントで事業を行っております。

(6) 主要な事業所等(2024年12月31日現在)

- ① 当 社
本 社 東京都港区
支 店 なし
営 業 所 関西支社（大阪府大阪市）
札幌営業所（北海道札幌市）
仙台営業所（宮城県仙台市）
名古屋営業所（愛知県名古屋市）
福岡営業所（福岡県福岡市）
- ② 子 会 社
SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD.
本 社 ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(7) 従業員の状況(2024年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
250 (2) 名	—

- (注) 1. 第26期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、執行役員は含まれておりません。
3. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
247 (2) 名	71名増	35.4歳	2年5か月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員は含まれておりません。
2. 従業員数には、子会社への出向者が含まれております。
3. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況(2024年12月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社りそな銀行	356,248
株式会社みずほ銀行	354,991
株式会社三井住友銀行	223,840
株式会社三菱UFJ銀行	55,018
ファンズ・レンディング株式会社	39,651

2. 会社の株式に関する事項(2024年12月31日現在)

(1)発行可能株式総数 115,000,000 株

(2)発行済株式の総数 35,306,340 株(自己株式160株を除く。)

(3)株主数 8,219 名

(4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
伊藤謙自	18,781,800	53.19
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,045,333	5.79
株式会社CHIYOMARU STUDIO	809,900	2.29
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	655,267	1.85
増田寛雄	566,600	1.60
吉田淳也	450,000	1.27
野田隆正	351,624	0.99
株式会社SBI証券	349,353	0.98
鈴木雅人	346,600	0.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	257,700	0.72

(注)持株比率は自己株式(160株)を控除し計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発 行 決 議 日	2019年11月15日	2020年2月28日
新 株 予 約 権 の 数	434個	1,344個
保 有 人 数		
当社取締役(社外取締役を除く)	1名	—
当 社 社 外 取 締 役	—	1名
当 社 監 査 役	—	—
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式43,400株(注)1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式134,400株(注)1 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり16,500円 (1株当たり165円)(注)1	新株予約権1個当たり18,000円 (1株当たり180円)(注)1
権 利 行 使 期 間	自 2021年11月16日 至 2029年3月28日	自 2022年3月1日 至 2030年2月13日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)2	(注)2

(注) 1. 2020年12月8日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」という。)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月24日付で顧問社会保険労務士である安藤龍平氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」)という。)を設定しており、当社は、本信託(第5回新株予約権)により、2019年12月23日臨時株主総会決議に基づき、安藤龍平氏に対して、第5回新株予約権を発行しております。当社新株予約権は、複合金融商品であるためストック・オプション制度には該当しないものの、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することにより、中期的な企業価値向上につながるインセンティブ付与を目的としており、ストック・オプション制度に準ずるものであります。

なお、本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、当社役員・従業員・社外協力者19名(退職者含む)、(A02)については、当社役員・従業員・社外協力者28名(退職者含む)に対して交付されており、安藤龍平氏との信託契約は終了しております。

第5回新株予約権

発行決議日	2019年12月23日
新株予約権の数	15,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,500,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき40円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり18,000円(1株当たり180円)
権利行使期間	2022年4月1日から2029年12月24日まで
行使の条件	(注) 1

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要領に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超えた場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本信託(第5回新株予約権)の詳細

本信託(第5回新株予約権)の内容は以下のとおりです。

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	伊藤謙白
受託者	安藤龍平
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て)
信託契約日(信託契約開始日)	2019年12月24日
信託の種類と新株予約権(注)	(A01)5,000個 (A02)5,000個 (A03)5,000個
信託期間満了日	(A01)(A02)(A03)本新株予約権の引き渡しと同時に受益者の受益権は消滅するものとし、本信託は目的を達成したものとして直ちに終了する。なお、新株予約権の交付対象者は以下の日に指定される。但し、営業日でないときは翌営業日とする。 (A01)当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日 (A02)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日のいずれか早い日 (A03)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から1年6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から4年が経過した日のいずれか早い日
信託の目的	受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第5回新株予約権15,000個となっております。
受益者適格要件	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社の役職員の業績を評価し、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。

(注)本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者19名(退職者含む)に対して、(A02)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者28名(退職者含む)に対して第5回新株予約権を交付することにより既に終了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(2024年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 謙自	—
取締役	鈴木 雅人	執行役員 コーポレートデザイン室長
取締役	藤原 悠	執行役員CFO 経営管理グループ長
取締役	藤田 智之	執行役員CTO プロダクトグループ長
取締役	吉田 淳也	兼 KUSABI/Wedge株式会社代表パートナー 兼 62Complex株式会社社外取締役
取締役	広木 大地	兼 一般社団法人日本CTO協会理事 兼 株式会社朝日新聞社社外CTO 兼 株式会社レクター代表取締役 兼 株式会社グッドパッチ社外取締役
取締役	森 竜太郎	兼 アノン株式会社代表取締役 兼 コニカミノルタ株式会社執行役員 経営企画副担当兼イノベーション推進室長
監査役	古賀 博之	—
監査役	佐々木 義孝	兼 株式会社アンジー社外監査役 兼 株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役 兼 株式会社ジグザグ社外監査役 兼 CFOナレッジ株式会社代表取締役 兼 株式会社Prime Partners代表取締役 兼 株式会社ベルテックス社外取締役 兼 株式会社ジーニー社外取締役(監査等委員) 兼 株式会社エースター・クオナタム取締役
監査役	竹田 いさか	兼 弁護士法人北浜法律事務所弁護士 兼 TAKUMINOホールディングス株式会社社外監査役 兼 株式会社メディアハウスホールディングス社外監査役 兼 株式会社東京機械製作所社外取締役

- (注) 1. 取締役吉田淳也氏、広木大地氏、森竜太郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役古賀博之氏、佐々木義孝氏、竹田いさか氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役古賀博之氏は、上場企業の取締役や、大手総合商社において複数の事業会社のCFOなどの要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員及び退任役員

ただし、海外子会社については当社又は日本に所在する当社子会社からの出向役員及び当社又は日本に所在する当社子会社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)について填補されます。

4. 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意、違法な私的利害供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、取締役会決議にて定めております。その概要是、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績並びに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものであります。なお、指名報酬諮問委員会は、取締役会の任意の諮問機関として設置し、独立社外取締役を委員長とし、取締役1名、独立社外取締役3名を委員として構成されております。

(ロ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて取締役会で決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、取締役は年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の役員の員数は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名であります。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

監査役の個人別の報酬額の決定については、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定します。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給総額(基本報酬)
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	87,975千円 (15,900千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	14,400千円 (12,300千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (7名)	102,375千円 (28,200千円)

- (注)1. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。
2. 上表には、2024年3月26日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	吉田淳也	KUSABI/Wedge株式会社 62Complex株式会社	代表パートナー 社外取締役	当社とKUSABI/Wedge株式会社、62Complex株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	広木大地	一般社団法人日本CTO協会 株式会社朝日新聞社 株式会社レクター 株式会社グッドパッチ	理事 社外CTO 代表取締役 社外取締役	当社と一般社団法人日本CTO協会、株式会社朝日新聞社、株式会社レクター、株式会社グッドパッチとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	森竜太郎	アノン株式会社 コニカミノルタ株式会社	代表取締役 執行役員	当社とアノン株式会社、コニカミノルタ株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	古賀博之	—	—	—
監査役	佐々木義孝	株式会社アンジー 株式会社TOKYOフロンティアファーム 株式会社ジグザグ CFOナレッジ株式会社 株式会社Prime Partners 株式会社ベルテックス 株式会社ジーニー ¹ 株式会社エー・スター・ウォンタム	社外監査役 代表取締役 社外監査役 代表取締役 代表取締役 社外取締役 社外取締役(監査等委員) 取締役	当社と株式会社アンジー、株式会社TOKYOフロンティアファーム、株式会社ジグザグ、CFOナレッジ株式会社、株式会社Prime Partners、株式会社ベルテックス、株式会社ジーニー、株式会社エー・スター・ウォンタムとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	竹田いさか	弁護士法人北浜法律事務所 TAKUMINOホールディングス株式会社 株式会社メディアハウスホールディングス 株式会社東京機械製作所	弁護士 社外監査役 社外監査役 社外取締役	当社と弁護士法人北浜法律事務所、TAKUMINOホールディングス株式会社、株式会社メディアハウスホールディングス、株式会社東京機械製作所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉田 淳也	当事業年度に開催された取締役会18回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
取締役	広木 大地	2024年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
取締役	森 竜太郎	2024年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	古賀 博之	2024年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回中13回及び監査役会10回のうち10回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	佐々木 義孝	当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会14回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	竹田 いさか	2024年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回中13回及び監査役会10回のうち10回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,355千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,355千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。
ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関するこの禁止3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当前の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っておりますが、その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「ValueWay」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - b. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
 - c. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
 - d. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
 - e. 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
 - f. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
 - b. 取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
- b. リスク情報等については、各部門責任者によりリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行う。
- c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- b. 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- c. 経営目標、中期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- d. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- e. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、「海外子会社管理規程」を定め、同規程に基づき子会社運営を実施する。
 - ロ. 当社取締役等と子会社取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受け、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、「海外子会社管理規程」を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。
 - ロ. 当社は、子会社において損失リスクが発生した場合には、「海外子会社管理規程」に従い、速やかに当社へ報告させるものとし、当社及び子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。

- c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
 - d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、子会社取締役会等への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ロ. 子会社の内部監査は原則として当社内部監査室が責任をもって実行し、職務の執行が法令及び定款に適合していること、また内部統制システムの有効性を確認する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項
- a. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用者を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - b. 監査役補助使用者の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用者は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
 - c. 監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
 - 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の中間的な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	3,395,612	流動負債	1,217,548	
現金及び預金	2,740,772	短期借入金	500,000	
売掛金	572,362	1年内返済予定の長期借入金	193,071	
その他	82,489	リース債務	1,649	
貸倒引当金	△12	未払金	216,735	
固定資産	815,848	未払費用	117,058	
有形固定資産	227,142	未払法人税等	32,391	
建物	233,010	契約負債	90,038	
車両運搬具	7,594	その他	66,603	
工具、器具及び備品	103,391	固定負債	348,143	
リース資産	8,068	長期借入金	336,677	
減価償却累計額	△124,923	リース債務	506	
無形固定資産	356,695	繰延税金負債	2,199	
ソフトウエア	335,459	資産除去債務	8,760	
ソフトウエア仮勘定	21,235	負債合計	1,565,691	
投資その他の資産	232,010	(純資産の部)		
敷金及び保証金	231,988	株主資本	2,651,861	
その他	22	資本金	2,496,082	
		資本剰余金	2,773,640	
		利益剰余金	△2,617,673	
		自己株式	△188	
		その他の包括利益累計額	△6,541	
		為替換算調整勘定	△6,541	
		新株予約権	448	
		純資産合計	2,645,769	
資産合計	4,211,460	負債・純資産合計	4,211,460	

連結損益計算書(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,072,136
売上原価	1,303,400
売上総利益	2,768,736
販売費及び一般管理費	3,287,929
営業損失	519,192
営業外収益	
受取利息	268
受取手数料	4,674
その他	1,960
	6,903
営業外費用	
支払利息	10,587
支払手数料	2,959
その他	141
	13,689
経常損失	525,977
特別利益	
新株予約権戻入益	30
	30
特別損失	
固定資産除売却損	4,283
減損損失	229,999
	234,283
税金等調整前当期純損失	760,230
法人税、住民税及び事業税	10,891
法人税等調整額	537
	11,429
当期純損失	771,659
親会社株主に帰属する当期純損失	771,659

連結株主資本等変動計算書(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,476,719	2,754,277	△1,846,013	△184	3,384,799
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	19,362	19,362	—	—	38,725
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△771,659	—	△771,659
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の 変動額合計	19,362	19,362	△771,659	△3	△732,937
当期末残高	2,496,082	2,773,640	△2,617,673	△188	2,651,861

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	—	525	3,385,324
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	38,725
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	△771,659
自己株式の取得	—	—	—	△3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	△6,541	△6,541	△76	△6,617
連結会計年度中の 変動額合計	△6,541	△6,541	△76	△739,555
当期末残高	△6,541	△6,541	448	2,645,769

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|--------------|--|
| ・連結子会社の数 | 1 社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD. |
| ・連結の範囲の変更 | 当連結会計年度から新規に設立いたしました
SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD. を連結
の範囲に含めております。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD.の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

□. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業であるICT事業において、建築DXサービス「SPIDERPLUS」を提供しております。顧客との契約から生じる収益に関して、主に「SPIDERPLUS」の月額基本利用料等のサービスを継続的に提供することによるストック収益と、「SPIDERPLUS」の提供に伴って付随するスポット作業等から生じるフロー収益に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. ストック収益については、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。

ロ. フロー収益については、当該スポット作業等を完了し顧客に提供することで履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。

なお、当社が認識した収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね1か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	229,999千円
有形固定資産	227,142千円
無形固定資産	356,695千円

無形固定資産は、ソフトウェア335,459千円、ソフトウェア仮勘定21,235千円をそれぞれ計上しております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業セグメントごとに資産グルーピングを行っています。減損の兆候の判定は、資産グループを使用した営業活動から生じた損益状況や事業計画、経営環境や市場動向など当社グループが利用可能な情報に基づいており、兆候があると判定された資産グループは、事業計画に基づいて算定される割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しています。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された資産グループは、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上することとしています。

当社グループが事業を提供する建設業界は、慢性的な人手不足や長時間労働が常態化している構造的な課題に加えて、人件費や建設資材価格の高騰、2024年4月から適用開始された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による残業時間上限規制への対応など、経営や業務の変革が求められていること等から、建設業各社のDXニーズは今後、一層の拡大が見込まれています。

当社グループは、これらの需要を確実に獲得し事業成長につなげていくため、一定期間において黒字化よりも売上高成長率を重視した戦略的な先行投資を実施しております。

そのため、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスであることから減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、事業計画に基づいて算定される割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、下記を除き資産グループに係る減損損失を認識しておりません。

なお、当連結会計年度において、今後のプロダクト戦略に基づいた開発方針の変更に伴い、先行投資の一環として取り組んでいる「SPIDERPLUSの開発基盤を刷新するプロジェクト（リニューアルプロジェクト）」に係る投資額の一部の回収が見込めなくなつたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として計上しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを算出するうえで用いた主要な仮定は、事業計画の売上高の基礎となる「SPIDERPLUS」のID数及びARPU(ID単位の契約単価)、並びにそれらの成長率であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定には見積りの不確実性を伴うため、経営環境や市場動向などの変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,450,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	950,000千円

なお、上記の貸出コミットメント契約と一部の当座貸越契約にはそれぞれ財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。当該財務制限条項は以下のとおりです。

(1) 貸出コミットメント契約

極度額：500,000 千円

借入実行残高：－ 千円

- ① 2022年3月を初回とする毎年3月、6月、9月及び12月の各月末日の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を10億円以上に維持すること。
- ② 2022年3月を初回とする毎年3月、6月、9月及び12月の各月末日の貸借対照表において、現金及び預金並びに正常運転資金の合計金額から、有利子負債の合計金額を差し引いた金額を0円以下としないこと。

(2) 当座貸越契約

極度額：950,000 千円

借入実行残高：500,000 千円

① 2023年12月期第3四半期末日を初回とし、以降各四半期末日における貸借対照表における純資産の部の金額を10億円以上に維持すること。

② 2023年12月期第3四半期末日を初回とし、以降各四半期の末日時点における貸借対照表上の数値を用いて、以下の計算式により算出される金額をマイナスとしないこと。

(計算式)現預金+運転資金-有利子負債

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	35,306,500株
------	-------------

(2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	160株
------	------

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,623,100株
------	------------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

ii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

iii 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、隨時市場金利の動向を監視しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)敷金及び保証金	231,988	227,940	△4,047
資産計	231,988	227,940	△4,047
(1)長期借入金	529,748	527,016	△2,731
(2)リース債務	2,155	2,155	△0
負債計	531,904	529,171	△2,732

(注) 1. 現金については注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等については短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。なお、長期借入金及びリース債務については、1年内返済予定分を含んでおります。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,740,772	—	—	—
売掛金	572,362	—	—	—
敷金及び保証金	6,740	225,247	—	—
資産計	3,319,875	225,247	—	—

(注)3. 借入金その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	500,000	—	—	—
長期借入金	193,071	336,677	—	—
リース債務	1,649	506	—	—
負債計	694,721	337,183	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	227,940	—	227,940
資産計	—	227,940	—	227,940
長期借入金	—	527,016	—	527,016
リース債務	—	2,155	—	2,155
負債計	—	529,171	—	529,171

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該賃貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。なお、その他の収益はありません。

(単位：千円)	
	売上高
ストック収益	3,990,261
フロー収益	81,875
顧客との契約から生じる収益	4,072,136
外部顧客への売上高	4,072,136

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「売掛金」になります。

契約負債は、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、42,301千円であります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	469,652	572,362
契約負債	42,301	90,038

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 74円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 21円92銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類
スパイダープラス株式会社	日本	事業用資産	ソフトウエア仮勘定

当社グループは、原則として会社単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、今後のプロダクト戦略に基づいた開発方針の変更に伴い、先行投資の一環として取り組んでいる「SPIDERPLUSの開発基盤を刷新するプロジェクト（リニューアルプロジェクト）」に係る投資額の一部の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失（229,999千円）として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額の測定にあたっては使用価値を零として算定していることから、具体的な割引率の算定は行っておりません。

計算書類

貸借対照表(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流動資産	3,348,793	流動負債	1,216,109	
現金及び預金	2,695,606	短期借入金	500,000	
売掛金	572,575	1年内返済予定の長期借入金	193,071	
前払費用	74,029	リース債務	1,649	
その他	6,594	未払金	215,406	
貸倒引当金	△12	未払費用	117,058	
固定資産	879,884	未払法人税等	32,073	
有形固定資産	227,142	契約負債	90,246	
建物	233,010	預り金	12,289	
車両運搬具	7,594	未払消費税等	54,314	
工具、器具及び備品	103,391	固定負債	348,143	
リース資産	8,068	長期借入金	336,677	
減価償却累計額	△124,923	リース債務	506	
無形固定資産	356,695	繰延税金負債	2,199	
ソフトウェア	335,459	資産除去債務	8,760	
ソフトウェア仮勘定	21,235	負債合計	1,564,253	
投資その他の資産	296,046			
関係会社株式	64,541	(純資産の部)		
敷金及び保証金	231,490	株主資本	2,663,975	
その他	14	資本金	2,496,082	
		資本剰余金	2,773,640	
		資本準備金	2,579,556	
		その他資本剰余金	194,084	
		利益剰余金	△2,605,559	
		その他利益剰余金	△2,605,559	
		繰越利益剰余金	△2,605,559	
		自己株式	△188	
		新株予約権	448	
		純資産合計	2,664,424	
資産合計	4,228,677	負債・純資産合計	4,228,677	

損益計算書(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,073,237
売上原価	1,303,395
売上総利益	2,769,841
販売費及び一般管理費	3,278,999
営業損失	509,157
営業外収益	
受取利息	242
受取手数料	6,668
その他	2,040
	8,951
営業外費用	
支払利息	10,587
支払手数料	2,959
その他	110
	13,658
経常損失	513,863
特別利益	
新株予約権戻入益	30
	30
特別損失	
減損損失	229,999
固定資産除売却損	4,283
税引前当期純損失	748,116
法人税、住民税及び事業税	10,891
法人税等調整額	537
当期純損失	759,545

株主資本等変動計算書(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本							自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金			利益剰余金		その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計								
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計										
当期首残高	2,476,719	2,560,193	194,084	2,754,277	△1,846,013	△1,846,013	△184	3,384,799	525	3,385,324					
事業年度中の変動額															
新株の発行 (新株予約権の行使)	19,362	19,362	—	19,362	—	—	—	38,725	—	—	38,725				
当期純損失(△)	—	—	—	—	△759,545	△759,545	—	△759,545	—	—	△759,545				
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△3	△3	—	—	△3				
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	△76	—	△76				
事業年度中の 変動額合計	19,362	19,362	—	19,362	△759,545	△759,545	△3	△720,823	△76	—	△720,899				
当期末残高	2,496,082	2,579,556	194,084	2,773,640	△2,605,559	△2,605,559	△188	2,663,975	448	—	2,664,424				

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるICT事業において、建築DXサービス「SPIDERPLUS」を提供しております。顧客との契約から生じる収益に関して、主に「SPIDERPLUS」の月額基本利用料等のサービスを継続的に提供することによるストック収益と、「SPIDERPLUS」の提供に伴って付随するスポット作業等から生じるフロー収益に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- ① ストック収益については、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。
- ② フロー収益については、当該スポット作業等を完了し顧客に提供することで履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。
なお、当社が認識した収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね1か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	229,999千円
有形固定資産	227,142千円
無形固定資産	356,695千円

無形固定資産は、ソフトウェア335,459千円、ソフトウェア仮勘定21,235千円をそれぞれ計上しております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	398千円
短期金銭債務	－千円

(2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,998千円
販売費及び一般管理費	690千円
営業取引以外の取引高	1,994千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	160株
------	------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、税務上の繰越欠損金であり、回収可能性が認められないものには評価性引当額を計上しております。また、繰延税金負債の発生の原因は、資産除去債務に係る除去費用であります。

なお、貸借対照表上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD.	(所有) 直接 100%	出資 役員の兼任	出資の引受 (注)	64,541	—	—

(注) 会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 75円45銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 21円57銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

減損損失に関する注記

連結注記表「10. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

スパイダープラス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中村憲一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 横山雄一 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパイダープラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

スパイダープラス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村憲一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横山雄一	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

スパイダープラス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 古賀 博之㊞

社外監査役 佐々木 義孝㊞

社外監査役 竹田 いさか㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区赤坂1丁目8番1号

赤坂インターシティ AIR 4階 401

※4階にお越しの際も一度3階へお越しください

TEL: 03-5575-2201 (受付時間 / 平日 9:00 ~ 18:00)

<https://aicc.tokyo/access/>

Google マップ



<https://maps.app.goo.gl/EXQA2gyk7uQLUyDPA>

交 通

東京メトロ

銀座線

溜池山王駅

南北線

14番出口

地下通路直結

9番出口

徒歩約2分

丸ノ内線

国會議事堂前駅

14番出口

地下通路直結

千代田線

9番出口

徒歩約2分



※専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。